

重症心身障がい児者及び医療的ケア児者支援に係る 令和7年度の取組（障がい保健福祉関係）

資料 1

1 現状

重症心身障がい児者や医療的ケア支援児者を支援するため、各種研修の実施、超重症児等の短期入所受入に係る補助、県医療的ケア児支援センターの運営、医療的ケアアドバイスチームの設置に向けた調整等を行っている。

事業名	委託先	R6実績
重症心身障がい支援者育成研修	(福)岩手県社会福祉事業団	修了者数：19名
医療的ケア児等コーディネーター養成研修		修了者数：38名
医療的ケア児支援者育成業務研修	(公社)岩手県看護協会	修了者数：74名
在宅超重症児者(等)短期入所支援事業費補助金	—	補助施設数：4施設
県医療的ケア児支援センター相談支援等業務	(福)新生会	相談受付数：300件(見込み)
医療的ケアアドバイスチームの設置	(福)新生会(県と連携して実施)	2市で設置予定

2 課題

- ① 重症心身障がい者や医療的ケア者の実態把握が進んでいない。
- ② 県内の短期入所事業所が依然として不足している。

3 令和7年度の取組

1 調査事業関係

重症心身障がい児者及び医療的ケア児者の実態調査の実施

2 人材・育成事業関係

(1) 重症心身障がい・医療的ケア児等支援者養成研修

① 重症心身障がい支援者育成研修（Web研修＋実地研修）

② 医療的ケア児等コーディネーター養成研修

(1) 医療的ケア児等支援者養成研修（Web研修）

(2) 医療的ケア児等コーディネーター養成研修（Web研修＋実地研修）

(2) 医療的ケア児支援者育成業務研修（基礎研修・専門研修・交流研修）

3 短期入所受入体制支援事業関係

(1) 在宅超重症児者（等）短期入所支援事業費補助金（報酬加算補助）

(2) 在宅超重症児者（等）短期入所事業所機器整備補助金（機器購入補助）

4 支援体制整備事業関係

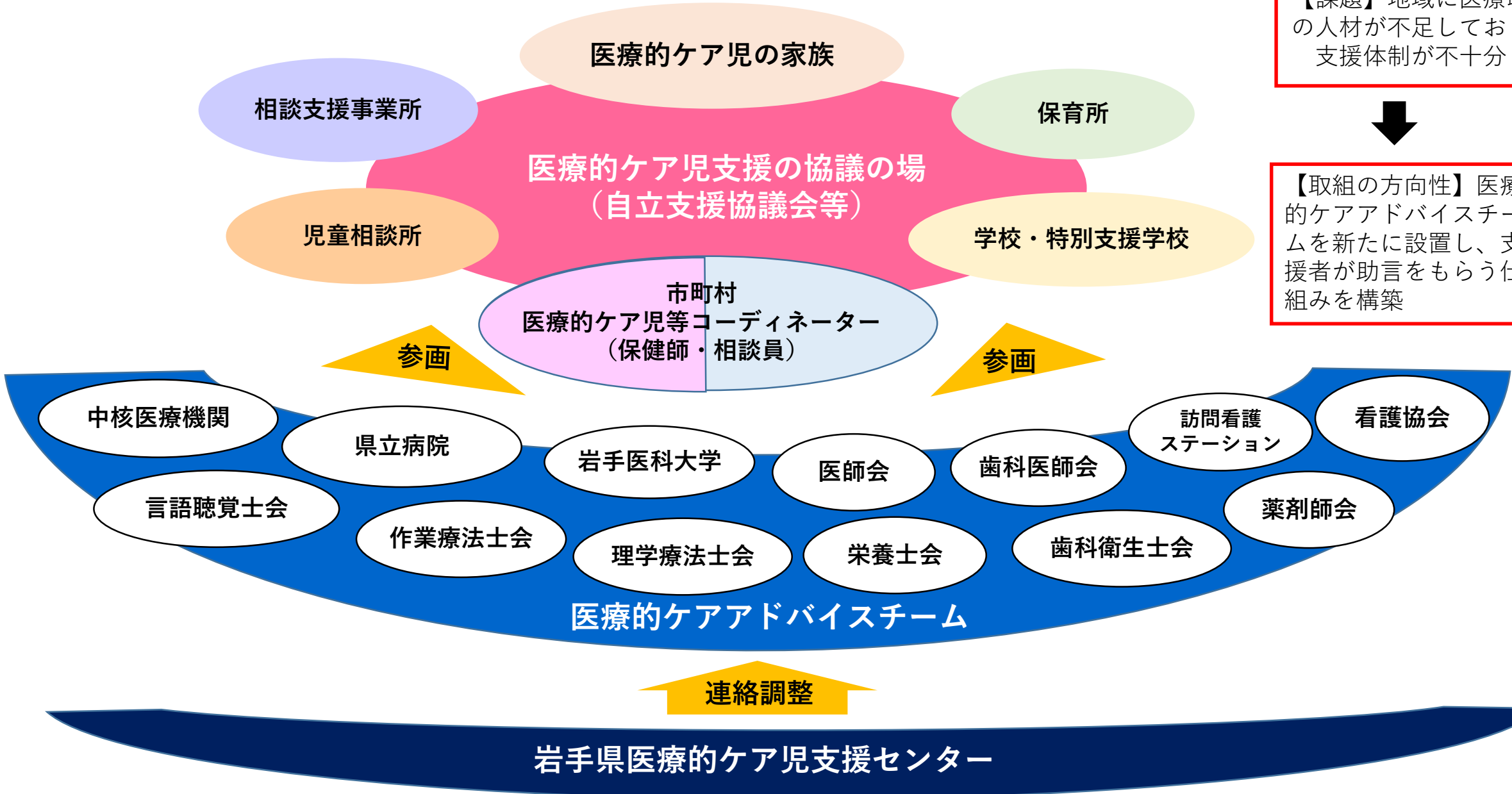
県医療的ケア児支援センターの運営（医療的ケア児等の相談対応、医療的ケア従事者の人材育成、医療的ケアアドバイスチームの設置、一般県民向けの普及啓発、短期入所事業所開設促進）

医療的ケアアドバイスチーム 事業スキーム

【課題】 地域に医療職の人材が不足しており支援体制が不十分



【取組の方向性】 医療的ケアアドバイスチームを新たに設置し、支援者が助言をもらう仕組みを構築



重症心身障がい児者及び医療的ケア児者支援に係る 令和7年度の取組（保育関係）

1 現状

- (1) 障がい児保育の実施状況
 - ・ **令和5年度は31市町村234施設において、625人の障がい児保育を実施。**
 - ・ 障がい児保育に要する経費は、国が市町村に対し、地方交付税措置。
 - ・ 保育所等が障がい児を受け入れるために必要な改修をする場合の経費を国、県及び市町村において支援。
- (2) 医療的ケア児保育の実施状況
 - ・ **令和5年度は10市町村13施設において、13人の医療的ケア児保育を実施。**
 - ・ 医療的ケア児保育のために必要な看護師配置等に係る経費を国、県及び市町村において支援。

2 課題

地域における対象児を継続して受け入れる体制を構築する必要があることから、市町村におけるガイドラインの策定を促進する必要がある。

（令和6年10月1日時点：策定済9市町村、前年度比：2市町村増）

3 令和7年度の取組

(1) 研修の実施

- **保育士等キャリアアップ研修**（平成30年度～）
保育現場におけるリーダー的職員を対象として、障がい児保育分野の研修を実施する。
- **市町村担当者向け研修**（令和6年度～）
医療的ケアの概要、医療的ケア児保育支援における市町村の役割及び具体の運用等の理解を目的として研修を実施する。

(2) **国庫補助事業（保育対策総合支援事業費補助金）の適切な活用の促進** **市町村と連携し、保育の受入れに係る経費への支援**を実施。

- 障害児受入促進事業（国1/3、県1/3、市町村1/3）
保育所等の改修費支援 1 施設当たり年額1,029千円上限
- 医療的ケア児保育支援事業（国1/2、県1/4、市町村1/4）
看護師等の配置支援 1 施設当たり年額5,290千円上限
医療的ケア児の備品購入支援 1 施設当たり10万円上限
災害対策備品整備支援 1 施設当たり10万円上限

等

重症心身障がい児者及び医療的ケア児者支援に係る 令和7年度の取組（教育）

1 現状

(1) 重症心身障がい児(医療的ケア児を除く)

ア 県立特別支援学校での在籍状況（令和7年1月現在）

学校数：11校 児童生徒数：94名（小41名、中26名、高27名）* 自宅への訪問教育7名を含む

イ 県立学校における専門家を活用した指導・支援の充実

作業療法士9校9名、理学療法士4校8名、言語聴覚士8校8名

(2) 医療的ケア児

ア 県立特別支援学校の在籍状況（令和7年1月現在）

(ア)通学生 学校数：9校 児童生徒数：56名（小32名、中10名、高14名）

医療的ケア看護職員任用数：54名

(イ)自宅への訪問教育 学校数：5校 児童生徒数：12名（小9名、中3名、高0名）

イ 小・中・義務教育学校（令和6年5月現在*文部科学省調査による）

(ア)小学校 学校数：24校 児童数：29名（通常の学級11名、特別支援学級18名）

(イ)中学校 学校数：5校 生徒数：5名（通常の学級2名、特別支援学級3名）

(ウ)医療的ケア看護職員任用数 5市3町：26名

ウ 岩手県立学校医療的ケア体制整備事業

看護職員配置、アドバイザー委嘱、看護職員等研修会実施、実施状況視察

エ 医療的ケア児のための就学・進学説明会（主催：岩手県医療的ケア児支援センター 共催：岩手県教育委員会）

県内6か所で実施。参加者数111名（来場者85名、オンライン26名）

2 課題

- 個々の教育的ニーズに対応するための教員の専門性の向上
- 医療的ケア看護職員の安定的な確保と適正な配置
- 医療的ケア看護職員の研修の充実
- 各市町村における医療的ケア児受入れ体制の構築

3 令和7年度の取組

- 外部専門家を活用した指導支援の充実と、校内におけるOJTの促進
- 各県立学校に在籍する医療的ケア児の実態に応じ、引き続き、医療的ケア看護職員の適正数の配置を進める。
- 医療的ケア看護職員の研修において、アンケートを基に看護職員が学びたい内容に関する講義を設定するとともに、互いの学校の様子について意見交換をするなど、看護職員同士がつながりをもつための機会を設定する。
- 各市町村教育委員会の特別支援教育担当の指導主事を対象とした「教育支援担当者研修会」の中で、医療的ケア児支援センターの協力を得ながら、医療的ケア実施体制構築に関する研修の機会及び情報交換の場を設定する。
- 県教育委員会及び各教育事務所に配置している特別支援教育エリアコーディネーター等が、各市町村教育委員会からの医療的ケア実施体制構築等に関する相談に対応する。7

重症心身障がい児者及び医療的ケア児者支援に係る 令和7年度の取組（医療関係）

1 現状

- 小児在宅医療等の充実に向け、県では医師や訪問看護師などの医療従事者を対象に在宅医療に係る支援者の育成に取り組んできたところ。

【R5実績】 ※オンラインでの参加者をも含む。

	医師向け (郡市医師会)	歯科医師向け (歯科医師会)	訪問看護師向け (訪看ST協議会)	薬剤師向け (薬剤師会)	小児在宅 (県医師会)	市町村職員向け (県医師会)	ケアマネ向け (ケアマネ協会)	施設職員向け (老健協会)	合 計
回数	7	2	7	7	1	3	3	1	31
参加者数	375	43	257	1,483	59	61	159	210	2,647

- また、県看護協会と連携し、相談窓口の設置による訪問看護事業所の運営支援や教育体制の拡充、潜在看護師等の人材確保などの取組を進めている。

【参考】 令和6年7月16日、県看護協会内に「岩手県訪問看護総合支援センター」を開所

2 課題

- 医療技術の進歩等を背景に、医療的ケアを受けながら日常生活を営む小児患者は増加しており、小児分野における在宅医療の需要増加が見込まれる。
- 県内の重症心身障がい児や医療的ケア児の多くは自宅で生活しており、患者とその家族が、居住する地域に関わらず適切な支援を受けながら生活するためには、地域における小児在宅医療提供体制を充実させていく必要がある。

3 令和7年度の取組

○ 訪問看護総合支援事業【継続】

訪問看護事業所の体制を強化するため、相談窓口の設置による運営支援や、潜在看護師等の就業促進による訪問看護師の確保、教育体制の拡充に向けた取組を実施。

○ 在宅医療人材育成基盤整備事業【継続】

医療・介護福祉従事者等を対象に、知識・技術習得等の向上を目的とした研修会を開催。

○ 在宅医療推進設備整備事業【継続】

在宅医療提供体制を強化するため、①在宅医療に積極的に取り組む医療機関及び①と連携する訪問看護ステーションを対象に、必要な医療機器等の整備に要する経費を補助。

○ 小児医療遠隔支援事業【拡充】

小児医療に係る中核的な病院を遠隔支援システムで結び、小児科専門医の診断助言を受けられる体制を整備。また、現行のテレビ会議システムとウェアラブル端末を連携し、遠隔で現場医師等に助言することのできる仕組みを新たに構築。

※ウェアラブル端末：カメラを搭載した小型の端末を装着し、映像を遠隔地の医師に送信。

○ 遠隔医療設備整備事業【継続】

遠隔医療（遠隔病理・画像診断、在宅患者に対する遠隔診断）の実施に必要なコンピューター機器・通信機器等（ソフトウェアの導入を含む）の整備に要する経費を補助⁹

重症心身障がい児者及び医療的ケア児者支援に係る 令和7年度の取組（防災関係）

1 現状

- 災害対策基本法の改正により、平成25年8月に、市町村による避難行動要支援者名簿の作成が義務化。令和3年5月に避難行動要支援者の個別避難計画の作成が努力義務化
 - ※ 個別避難計画：要配慮者（高齢者、障がい者、難病患者、医療的ケア児・者等）のうち、自ら避難することが困難な方（＝避難行動要支援者）のために、避難経路、避難支援者など具外的な支援方法を明記するもの
- 個別避難計画の作成状況の推移（各年5月1日現在（R6年度のみ4月1日現在））

区分	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
避難行動要支援者名簿登録人数	80,368人	93,432人	93,670人	75,817人
個別避難計画作成数	20,174件	19,542件	19,047件	19,269件
個別避難計画作成割合	25.1%	20.9%	20.3%	25.4%

2 課題

- ・高齢化等による避難支援者の確保
- ・津波の特性を踏まえた個別避難計画の作成
- ・関係機関の取組機運の醸成と連携強化

3 令和7年度の取組

○ 市町村担当者研修会の開催

市町村の防災担当者及び福祉担当者の理解促進を目的として、制度の概要や取組ノウハウを共有する研修を実施

○ 市町村担当意見交換会の開催

市町村が抱える課題や、それに対応する他市町村の先進事例等について共有し、効果的な取組を県全体に波及させるための意見交換会を開催

○ 津波避難に係る沿岸市町村との意見交換

沿岸市町村や専門家と意見交換を行い、津波浸水想定区域に居住する避難行動要支援者の把握方法等、津波に特化した避難行動要支援者の避難支援策の検討を実施

○ 関係者への取組周知及び実践の依頼

庁内関係室課が主催する防災関係者又は福祉関係者を対象とした研修会において、個別避難計画作成の意義や防災関係者及び福祉関係者が参画することの意義等について説明及び協力を依頼

○ 関係機関との連携強化

庁内の関係課と保健師やケアマネジャー、生活支援員等が避難支援に関わるための意見交換を実施

3 令和7年度の取組

○ 津波浸水想定区域における避難行動要支援者の避難対策支援

沿岸市町村や専門家との意見交換で作成した津波に特化した個別避難計画の参考様式の効果検証として、個別避難計画の作成や避難訓練等の実施によるモデル事例の作成

○ 支援が困難な避難行動要支援者の避難対策支援

県が専門家の助言を得ながら、医大等支援団体の協力のもと、市町村の取組ノウハウが確立されていない医療的ケア児や難病患者等の個別避難計画作成や避難訓練等の実施によるモデル事例の作成及び支援団体の作成ノウハウの獲得により、自走して市町村へ作成の取組を働きかけることのできる体制を構築

支援団体の例：医大、岩手県立療育センター、みちのく療育園、当該避難行動要支援者が利用している医療機関・施設等